平成 19 年 3月 30 日 18 練 十 管 第 3553 号

(目的)

第1条 この要綱は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の規定に基づき練馬区が管理する公共基準点(1級公共基準点、2級公共基準点(街区三角点含む。)、3級公共基準点(街区多角点および街区三角点節点含む。)および4級公共基準点(街区多角点節点および地籍図根点含む。))(以下「公共基準点」という。)の管理および保全に関して必要な事項を定め、その管理の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 練馬区が管理する公共基準点はつぎのとおりとする。

- (1) 1級公共基準点とは1級基準点測量により設置した公共基準点、2級公共基準点とは2級基準点測量により設置した公共基準点、3級公共基準点とは3級基準点測量により設置した公共基準点および4級公共基準点とは4級基準点測量により設置した公共基準点をいう。
- (2) 街区基準点(街区三角点、街区多角点、街区三角点節点および街区多角点 節点含む。)とは、国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)の規定に基づく 「都市再生街区基本調査」により、国土交通省が設置した基準点をいう。
- (3) 街区三角点とは2級公共基準点相当で設置された公共基準点をいう。
- (4) 街区多角点とは3級公共基準点相当で設置された公共基準点をいう。
- (5) 街区三角点節点および街区多角点節点とは、街区基準点測量を行うために設置された公共基準点をいう。
- (6) 地籍図根点とは、国土調査法(昭和 26 年6月1日法律第 180 号)の規定に基づく地積図根三角測量および地籍図根多角測量により設置した公共基準点をいう。

(工事施工の届出)

- 第3条 道路の掘削工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)が、公共基準点の付近でその効用に支障を来すおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書(第1号様式)を区長に提出し、区長の指示に基づき公共基準点の保全について必要な措置を講じなければならない。ただし、第4条第1項または第2項の規定により公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、または協議をする場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。
- 2 前項のその効用に支障を来すおそれのある工事等とは、つぎに掲げるものとする。
 - (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
 - (2) 車輌および重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ちおよび杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輌および重機等までの距離が5メートル以下

となる行為

- (3) その他公共基準点の効用に支障を来すと思われる工事等
- 3 第1項の届出書には、つぎに掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 現地案内図、引照点図および平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの。)
 - (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺および全引照点が確認できるもの。)
- 4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書(第2号様式)を区長に提出し、確認を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、つぎに掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) しゅん工写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの。)
 - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前・しゅん工後が対比できる引照点図等)
- 6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障を来した場合は、工事施工者は、区長と協議後、公共基準点復旧承認申請書(第3号様式)により区長に申請し、公共基準点復旧承認書(第4号様式)により復旧の承認を受けなければならない。

(一時撤去および移転)

- 第4条 工事施工者が、公共基準点を一時撤去または移転する必要が生じた場合には、あらかじめ区長に公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書(第5号様式)を提出し、公共基準点(一時撤去・移転)承認書(第6号様式)により承認を受けなければならない。
- 2 区施行工事にあっては、工事施工者は、公共基準点(一時撤去・移転)協議書(第 5号様式)を提出し、公共基準点(一時撤去・移転)同意書(第6号様式)により同意 を得なければならない。
- 3 前2項の申請書および協議書には、つぎに掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 現地案内図、引照点図および平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの。)
 - (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの。)
- 4 公共基準点が設置されている施設等の土地所有者等(第4条第2項に該当する場合を除く。以下「土地所有者等」という。)の都合により公共基準点を一時撤去または移転する必要が生じた場合は、土地所有者等は、公共基準点(一時撤去・移転)請求書(第7号様式)を区長に提出するものとする。

(機能回復)

第5条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、毀損または移転することにより、その効用に支障を来した場合は、原則として当該工事施工者が公共基準点を既設

- と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。
- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、区長と協議のうえ変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意または過失により公共基準点を滅失または毀損した場合については、前2項の規定を適用する。

(機能回復の施工者)

- 第6条 公共基準点の機能回復のため測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は区長が行うものとする。
 - (1) 原因者である工事施工者による設置工事が困難な場合
 - (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合
- 2 測量の成果の修正に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項および第40条その他関係法令に基づき区長が行うものとする。

(設置工事)

- 第7条 原因者である工事施工者は、設置工事の前に、位置および施工方法について区長と協議しなければならない。
- 2 原則として測量標等は既設のものを使用するものとする。
- 3 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者(以下「機能回復の施工者」という。) は速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書(第8号様式)区長に提出し検査を 受けなければならない。
- 4 前項の報告書には、つぎに掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 設置工事の品質、出来形、工程および工事実施状況を明らかにする写真
 - (2) 引照点図(施工前後の位置の関係が確認できるもの)
- 5 機能回復の施工者は、第3項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して検査を受けなければならない。

(公共基準点の構造)

第8条 公共基準点の構造は、別表のとおりとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 第3条第1項、第4項および第6項、第4条第1項ならびに第7条第3項の規定 による申請等については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法に より行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、土木部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日23練土管第5493号)

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

付 則(令和6年3月29日5練土管第4737号) この要綱は、令和6年3月29日から施行する。